

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・鳥獣保護区の存続期間の更新（12件）	自 然 環 境 課
・鳥獣保護区の存続期間の更新及び名称変更	〃
・鳥獣保護区域内の特別保護地区の指定（4件）	〃
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	〃
・分区の指定	港 湾 課
◎ 公 告	
・土地改良区の解散の認可	農 村 整 備 課
・測量の実施	建 設 企 画 課
・落札者等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 教 育 長 公 告	
・県立学校職員（船員）採用選考試験（追加募集）の実施	高 校 教 育 課
◎ 公 安 委 員 会 告 示	
・技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	運 転 免 許 管 理 課
◎ 選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
・不在者投票のできる施設の指定	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 室

告 示

長崎県告示第534号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 名称
松浦島鳥獣保護区
- 2 区域
長崎県佐世保市下船越町所在の松浦島全島（最大干潮時において陸地化する部分を含む。）
- 3 存続期間
令和6年11月1日から令和26年10月31日まで（20年間）
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、海岸線が極めて複雑な島で、最高地は33mで、島全体がシイ・カン二次林、クロマツ群落で覆われ、平地はなく島全体が崖によって囲まれている。鳥類としては、ヒヨドリ、ウグイス、イソヒヨドリ等が生息し、シロハラ、アオジ、クロジ等の冬鳥も見られる。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、佐世保市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、佐世保市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第535号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

高島・中ノ島・頭ヶ島鳥獣保護区

2 区域

長崎県平戸市野子町所在高島、中ノ島及び頭ヶ島一円（最大干潮時において陸地化する部分を含む。）

3 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、平戸島南端の海上に点在する属島群であり、岩石島で強風のため植生の発達は貧弱であるが、比較的自然性の高いマサキトベラの低木林が見られる。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、平戸市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、平戸市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第536号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

安満岳鳥獣保護区

2 区域

長崎県平戸市所在、市道山野線と市道紙漣線に至る作業道との交点を起点とし、同所から同作業道を南に進み、市道紙漣線との交点に至り、同所から同市道を南に進み、市道安満線との交点に至る歩道を南に進み、同市道との交点に至り、同市道を南に進み、市道旧安満線との交点に至り、同市道を南に進み、市道山野・紐差線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み、市道曾和山線との交点に至り、同所から同市道を西に進み、主要地方道獅子津吉線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み、主要地方道平戸田平線との交点に至り、同所から同主要地方道を北に進み、農道丸山線に通じる作業道との交点に至り、同所から同作業道を北東に進み、農道丸山線との交点に至り、同所から同農道を西から北に進み、市道山野開拓線との交点に至り、同所から同市道を北に進み、市道山野線との交点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで（10年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、長崎県平戸市、平戸島の北西部に位置し、平戸島の最高峰である安満岳とその周辺区域で、アカガシ、スダジイ等の大木やサンゴジュ、モチノキ等の亜高木に覆われ、その他低木や草本にも恵まれ、植物相が大変豊かな区域である。また、一年を通して林内は適度な湿度を保っているため、昆虫の豊富さは県内随一といえる。このような自然環境を反映して、フクロウ、シジュウカラ、ヤマドリ等の留鳥が生息しており、また、シベリア、中国大陸、朝鮮半島等のアジア大陸と東南アジアを往復するハチクマ、アカハラダカ、ハイタカ、オオタカ等の渡り鳥の主要な中継地になっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、平戸市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、平戸市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第537号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

阿値賀島鳥獣保護区

2 区域

長崎県平戸市早福町所在、上阿値賀島及び下阿値賀島一円（最大干潮時において陸地化する部分を含む。）

3 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、上阿値賀島及び下阿値賀島の2つの無人島からなるが、その全体が、オオミズナギドリ、カ

ンムリウミスズメの繁殖地であり、アマツバメ、ウチヤマセンニュー等の渡り鳥をはじめ、カラスバトやミサゴ、イソヒヨドリ等も生息繁殖している。

このため、当該区域は、鳥類の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥類の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 関係者による可能な範囲での巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 特に島の周囲海岸線等において鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、平戸市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

長崎県告示第538号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

黒子島鳥獣保護区

2 区域

長崎県平戸市大久保町所在黒子島一円（最大干潮時において陸地化する部分を含む。）

3 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、九州本土と平戸島の間である平戸瀬戸内の小島で、タブノキを主体とする照葉樹林が良好な状態で残されており、国指定天然記念物及び西海国立公園の特別保護地区に指定されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 関係者による可能な範囲での巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 特に島の周囲海岸線等において鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、平戸市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

長崎県告示第539号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

大崎半島鳥獣保護区

2 区域

長崎県東彼杵郡川棚町小串郷所在、町道小串太田線とJR大村線線路敷との交点を起点として、同所から同線路敷を南東に進み、県道大崎公園線の陸橋の下を経て、三越港に至る小道との交点に至り同小道を南西に進み海岸線（最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下、海岸線について同じ。）との交点に至り、同所から大崎半島の海岸線を南西から北東に迂回して進み、町道小串太田線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域及び瀬戸ノ島を含む区域

3 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、クロマツを主体とした森林で、海岸域はシイ、カシ、タブ、アオモジ等の植生からなり、良好な自然環境を維持している。鳥類としてはシジュウカラ、エナガ、カワラヒワ、ホオジロ、キジバト、コゲラ、ヒヨドリ等の多くの留鳥が生息し、冬季にはシロハラ、ツグミ、アオジ等の多くの冬鳥が渡来する。また、獣類はタヌキ、アカギツネ、ニホンノウサギ等が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、川棚町、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、川棚町や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第540号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

稗木場鳥獣保護区

2 区域

長崎県東彼杵郡波佐見町稗木場郷所在、町道鮎婦今熊線と町道西部線との交点である山角橋右岸を起点とし、同所から町道西部線を西に進み、町道皿山長野線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み、主要地方道佐世保嬉野線との交点に至り、同所から同主要地方道を東に進み、農道稗崎線との交点に至り、同所から、同農道を南から東に進み、町道善四郎原線との交点に至り、同所から同町道を東に進み、町道上春田線との交点に至り、同所から同町道を南に進み、町道鮎婦今熊線との交点に至り、同所から同町道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、農地に囲まれ農村風景を有しており、耳取溜池は多様な野鳥を確認することができる。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、波佐見町、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに

に、傷病鳥獣の救護を含め、波佐見町や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第541号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 名称
野崎島鳥獣保護区
- 2 区域
長崎県北松浦郡小値賀町野崎島一円（最大干潮時において陸地化する部分を含む。）
- 3 存続期間
令和6年11月1日から令和26年10月31日まで（20年間）
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 鳥獣保護区の指定目的
当該区域は、溶結凝灰岩構造山地島であり、島の南半分は老熟した自然度の高い照葉樹の二次林となっており、西海国立公園にも指定されている。鳥類としては国指定天然記念物のカラスバトが、獣類としてはニホンジカが生息している。
このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。
 - (3) 鳥獣保護区の管理方針
 - ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
 - イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、小値賀町、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
 - ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、小値賀町や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第542号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 名称
玉之浦湾鳥獣保護区
- 2 区域
長崎県五島市玉之浦町丹奈字頓泊所在、観音崎西端から西南方島山島の黒瀬崎西端に直線が進み、同所から同海岸線（最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下、海岸線について同じ。）に沿って西南方に進み、インヤマ瀬西端に至り、同所から西南方の同町小浦の西北端を直線で結んだ線以東の玉之浦湾一円の区域並びに同湾内の島嶼の区域
- 3 存続期間
令和6年11月1日から令和26年10月31日まで（20年間）
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
 - (2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、島山島と玉之浦湾を含む一帯である。島山島は、大規模な海食崖があり、崖上にはマサキトベラ群集が発達しており、獣類としてニホンジカが見られる。また、玉之浦湾は五島最大のリアス海岸で、複雑な水平肢節を持つ半島が多く、マガモ、オンドリの渡来地となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、五島市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、五島市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第543号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

虎星山鳥獣保護区

2 区域

長崎県南松浦郡新上五島町所在、国道384号と町道奈良尾若松線との交点を起点とし、同所から同国道を南東に進み、同国道と県道佐尾港線との接点に至り、同所から同県道を南西に進み、佐尾港に至り、同港から海岸線（最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下、海岸線について同じ。）に沿って北に進み、昼ノ浦を経て大地に至り、町道白魚築地線と海岸線との交点に至り、同所から同町道を東に進み、町道奈良尾若松線に至り、同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、中通島の南端部に位置し、虎星山は若松瀬戸の鳥瞰に優れており、特に銅切崎斜面には五島では珍しいクスギ群落が広く発達している。また、メジロ、ウグイス等の鳥類が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、新上五島町、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、新上五島町や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第544号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

木坂鳥獣保護区

2 区域

長崎県対馬市峰町狩尾字シビル所在、主要地方道木坂佐賀線に架かるシビル橋を起点として、同所から海岸線（最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下、海岸線について同じ。）に沿って南西に進み、猪狩海岸を経て新崎に至り、同所から更に海岸線に沿って北西に進み、保利崎、御前浜海岸及び鳶崎を経て青海集落に至り、同所から市道青海津柳線に沿って北東に進み、ザラゴ坂に至り、同所から同所と交差する小径を南東に進み、起点のシビル橋に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、木坂海神社周辺の社叢林を中心にスタジイやウラジログシをはじめクロマツ、ケヤキ、ヤマハゼ等、野生鳥獣の生息環境として良好な混合林が維持されている。当該区域では、ツシマヤマネコの生息やオオルリ、サンコウチョウ及びキビタキ等夏鳥の繁殖が確認されている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、対馬市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、対馬市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第545号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

高嶺山鳥獣保護区

2 区域

長崎県対馬市豊玉町曾所在、主要地方道上対馬豊玉線と市道曾位ノ端線、市道仁位曾線の交点を起点とし、同所から市道仁位曾線に沿って南西に進み市道曾吉田線と交わる地点に至り、同所から市道曾吉田線に沿って北西に進み、双六坂において豊玉町と峰町の境界線と交わる地点に至り、同所から同境界線を北東から更に南東に進み、位ノ端において主要地方道上対馬豊玉線と交わる地点に至り、同所から同主要地方道に沿って南南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで（20年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

この区域は、豊玉町櫛、曾集落の背後地にあたる山林であり、主に畑と山林で構成されている。鳥獣としては、ツシマヤマネコ、ツシマテン等貴重な種が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

- ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
- イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、対馬市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、対馬市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第546号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するとともに、名称を変更するので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

変 更 前	変 更 後	変 更 日
野子小中学校愛護林鳥獣保護区	野子小学校愛護林鳥獣保護区	令和6年11月1日

2 区域

長崎県平戸市野子町所在、主要地方道平戸田平線と志々伎神社参道との交点を起点とし、同所から同主要地方道を東に進み、見川に至り、同所から志々伎神社参道に至る山道を東から南を迂回して西に進み、同参道との交点に至り、同所から同参道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで（10年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、平戸島南部の霊峰「志々伎山」及びその周辺で、志々伎神社の神域として自然が良好に保たれ、野鳥も多く飛来する。また、シベリア、中国大陸、朝鮮半島等のアジア大陸と東南アジアを往復するハチクマ、アカハラダカ、ハイタカ、オオタカ等の渡り鳥の主要な中継地になっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

- ア 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
- イ 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
- ウ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、平戸市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- エ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、平戸市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第547号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき、安満岳鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定するので、同条第4項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 名称
安満岳特別保護地区
- 2 区域
長崎県平戸市所在、国有林長崎森林管理署1129林班や、1130林班つのうち園路より西側部分及び同林班ねの各小班の区域
- 3 存続期間
令和6年11月1日から令和16年10月31日まで（10年間）
- 4 特別保護地区の保護に関する指針
 - (1) 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 特別保護地区の指定目的
安満岳鳥獣保護区は、長崎県平戸市、平戸島の北西部にあたり、同島の最高峰である安満岳とその周辺地域で、豊かな植生と渡り鳥の中継地に適した立地条件を有した区域である。特に、当該区域の中でも、安満岳山頂付近とその西側の崖を含む地域は、平戸島の中で唯一、アカガシの自然林が残され、フクロウやシジュウカラ、ヤマドリ等の留鳥が生息しているとともに、アジア大陸と東南アジアを往復する渡り鳥の中継地にもなっており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な地域となっている。
以上のとおり、当該区域は、鳥類の良好な生息地として安満岳鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。
 - (3) 特別保護地区の管理方針
 - ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。
 - イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、平戸市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
 - ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、平戸市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第548号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき、阿値賀島鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定するので、同条第4項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 名称
阿値賀島特別保護地区
- 2 区域
長崎県平戸市早福町所在、上阿値賀島及び下阿値賀島一円（最大干潮時において陸地化する部分を含む。）
- 3 存続期間
令和6年11月1日から令和26年10月31日まで（20年間）
- 4 特別保護地区の保護に関する指針
 - (1) 特別保護地区の指定区分
集団渡来地の保護区
 - (2) 特別保護地区の指定目的
当該区域は、上阿値賀島及び下阿値賀島の2つの無人島からなるが、その全体が、オオミズナギドリ、カンムリウミスズメの繁殖地であり、アマツバメ、ウチヤマセンニュウ等の渡り鳥をはじめ、カラスバトやミサゴ、イソヒヨドリ等も生息繁殖している。
以上のとおり、当該区域は、鳥類の渡来地、繁殖地として特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 特別保護地区の管理方針

ア 関係者による可能な範囲での巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 特に島の周囲海岸線等において鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、平戸市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

長崎県告示第549号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき、大崎半島鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定するので、同条第4項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

大崎半島特別保護地区

2 区域

長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字大崎所在、県道大崎公園線と町道三川内線との交点を起点とし、同所から大崎オートキャンプ場へ至る道路を南東に進み同キャンプ場の駐車場に至り、同所から海岸線（最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下、海岸線について同じ。）に続く遊歩道を南東に進み海岸線との交点の至り、同所から同海岸線を南西に進み、県道大崎公園線に通ずる遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を北に進み、県道大崎公園線との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで（20年間）

4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、クロマツを主体とした森林で、海岸域はシイ、カシ、タブ、アオモジ等の植生からなり、良好な自然環境を維持している。特に、半島東部の区域は、良好な森林を有しており、当該区域には、シジュウカラやエナガ、カワラヒワ、ホオジロ、キジバト、コゲラ、ヒヨドリ等多くの留鳥が生息し、冬季にはシロハラやツグミ、アオジ等多くの冬鳥が渡来する。また、タヌキ、アカギツネ、ニホンノウサギ等の獣類も生息しており、野生鳥獣の生息環境として極めて重要な区域となっている。

以上のとおり、当該区域は、野生鳥獣の生息環境として極めて重要な区域として大崎半島鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 特別保護地区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、川棚町、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、川棚町や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第550号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき、木坂鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定するので、同条第4項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

木坂特別保護地区

2 区域

長崎県対馬市所在木坂鳥獣保護区のうち、主要地方道木坂佐賀線と御前浜海岸の接する地点を起点として、同所から同海岸を北西に進み、鷹崎を経て通称後山海岸に至り、同所から稜線を南東に進み、青海採山及び檜の採山を経て木坂所在の里道のコンクリート橋との交点に至り、同所から小川を南東へ約500m進み沢の分岐点に至り、同所から稜線を南東に進み穴岳山頂に至り、同所から稜線を西に進み狩尾採山を経て起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで（20年間）

4 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、木坂海神神社の社叢林を中心にスダジイやウラジログシをはじめクロマツ、ケヤキ、ヤマハゼ等、野生鳥獣の生息環境として良好な混合林が維持されている。当該区域ではツシマヤマネコの生息やオオルリ、サンコウチョウ及びキビタキ等夏鳥の繁殖が確認されており、木坂鳥獣保護区の中でも特に重要な区域である。

以上のとおり、当該区域は、鳥獣の良好な生息地として木坂鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 特別保護地区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、対馬市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、対馬市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 499号

道路の区域

区 間	区域変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市高浜町字南ノヽ口2445番1地先から 長崎市高浜町字南ノヽ口2445番1地先まで	前	8.9~9.0	7.1	
	後	9.8~10.0	7.1	

長崎県告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市富江町田尾字ヘゴウチ851番1地先から 五島市富江町田尾字ヘゴウチ851番1地先まで	令和6年10月31日

長崎県告示第553号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく多比良港臨港地区内に次の1のとおり分区の指定を変更する。

なお、その関係図書は、次の2の縦覧場所に備えおいて、縦覧に供する。

令和6年10月25日

多比良港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 分区の指定

- (1) 商港区の指定を変更する箇所
長崎県雲仙市国見町の一部
(別紙図面は省略)

2 縦覧場所

- (1) 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県土木部港湾課
(2) 長崎県島原市城内1丁目1205番地
長崎県島原振興局
(3) 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714
雲仙市役所

公 告**土地改良区の解散の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 鯛の鼻土地改良区
認可年月日 令和6年10月16日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
佐世保市平瀬町（一部）	令和6年10月11日から 令和6年11月30日まで

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年10月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品等又は特定役務の名称及び数量
 - ① 長崎県警察自動車保管場所証明電子化システムの賃貸借及び保守 1式
 - ② 運転者管理業務端末（マイナンバーカード対応）等の賃貸借及び保守 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

名称 長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
住所 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
電話 095-820-0110
- 3 調達方法
 - ① 賃貸借
 - ② 賃貸借
- 4 契約方法

一般競争入札
- 5 落札決定日
 - ① 令和6年9月10日
 - ② 令和6年9月27日
- 6 落札者
 - ① 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目2番1号
NTT・TCリース株式会社九州支店 支店長 森本 竜介
 - ② 長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 瀧口 晴樹
- 7 落札価格
 - ① 136,533,600円（消費税及び地方消費税を含まない。）
 - ② 591,082,800円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 8 入札公告日
 - ① 令和6年7月19日
 - ② 令和6年8月6日
- 9 落札方式

最低価格

教 育 長 公 告

県立学校職員（船員）採用選考試験（追加募集）の実施（公告）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条の規定により、令和7年度県立学校職員（船員）採用選考試験を次のとおり実施する。

令和6年10月25日

長崎県教育委員会
教育長 前川 謙介

令和7年度長崎県公立学校に勤務する職員を募集します。

- 1 職 種 船員（甲板員、機関員）

※福岡県・長崎県・山口県が共同運航する高等学校水産科の実習船に乗り組み、漁業実習時における諸作業等に従事する。
- 2 募集人数及び出願資格

募集職種	募集人数	対象者及び資格
		次の(1)～(4)を全て満たす者。 (1) 昭和40年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者 (2) 下記の①～③のいずれかに該当する者 ① 5級以上の海技士（航海）の免許を有する者、又は令和7年3月31日まで

船 員	甲板員	1名	に当該免許を取得する見込みの者 ② 5級以上の海技士（航海）試験の筆記試験に合格している者 ③ 船舶職員養成施設の課程を修了し5級以上の海技士（航海）試験の筆記試験が免除される者、又は令和7年3月31日までに同養成施設の課程を修了見込みで同試験の免除が見込まれる者 (3) 地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 (4) 日本国籍を有する者
	機関員	1名	次の(1)～(3)を全て満たす者。 (1) 昭和40年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者 (2) 下記の①～③のいずれかに該当する者 ① 5級以上の海技士（機関）の免許を有する者、又は令和7年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者 ② 5級以上の海技士（機関）試験の筆記試験に合格している者 ③ 船舶職員養成施設の課程を修了し5級以上の海技士（機関）試験の筆記試験が免除される者、又は令和7年3月31日までに同養成施設の課程を修了見込みで同試験の免除が見込まれる者 (3) 地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者

※出願資格を満たさないことが判明した場合は、受験資格及び採用を取り消す。

3 出願期間 令和6年11月1日（金）～令和6年12月11日（水）

※出願締切日必着、持参の場合は午後5時まで

4 出願手続

(1) 願書用紙の交付

令和6年10月25日（金）から長崎県教育庁高校教育課で交付する。また、長崎県教育庁高校教育課のホームページからもダウンロードできる。

【URL】 <https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-koko/>

※郵送希望者は、返信用封筒〔角形2号、返信先を記入し、宛名は「様」付け、140円切手貼付〕を添えて下記へ申し込むこと。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班

(2) 提出書類

① 願書	写真（縦4cm、横3cm）を貼付すること。 ダウンロードして印刷する場合は両面印刷すること。
② 最終学校の卒業証明書 又は卒業見込証明書	証明書が旧姓の場合は、改姓を証明するものを添付すること。卒業証書は不可。
③ 返信用封筒（長形3号）	返信先を記入し、宛名は「様」付け、320円分の郵便切手を貼付すること。 ※合否結果通知書送付用の封筒となるので、1月下旬に確実に受け取れる住所を記入すること。
④ 資格等に関する証明書類	上記「2 募集人数及び出願資格」の「対象者及び資格」②に定める資格等に関するいずれかの証明書類を、＜別表＞「資格等に関する証明書類」を参照のうえ提出すること。

＜別表＞資格等に関する証明書類

㊦ 海技士免許取得者

採用職種	証明書類
船員（甲板員）	5級以上の海技士（航海）の海技免許状の写し
船員（機関員）	5級以上の海技士（機関）の海技免許状の写し

㊧ 海技士免許未取得者

採用職種	証明書類
船員（甲板員）	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験合格者 …海技士（航海）筆記試験合格証明書の写し ・船舶職員養成施設の課程修了（見込）者 …船舶職員養成施設修了（見込）証明書
船員（機関員）	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験合格者 …海技士（機関）筆記試験合格証明書の写し ・船舶職員養成施設の課程修了（見込）者 …船舶職員養成施設修了（見込）証明書

5 願書等の提出先

長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（長崎県庁行政棟7階）

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 ※郵送の場合は、必ず簡易書留とすること。

6 選考試験

(1) 試験日時 令和6年12月15日（日） 午前9時30分～
（午前9時開場）

(2) 試験会場 長崎県庁行政棟3階307会議室（長崎市尾上町3-1）
※JR・バス・路面電車…長崎駅前から徒歩約10分
※駐車場には限りがあるので、公共交通機関で来庁すること。

(3) 試験内容 ①小論文 ②個人面接

(4) 合格者発表 令和7年1月17日（金）午前10時頃、高校教育課のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に可否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

7 採用予定時期 令和7年4月1日

8 その他

- 受験票は送付しません。受験番号等は試験当日、試験会場入口・受付で確認してください。
- 試験当日は鉛筆・消しゴム等の筆記用具を準備してください。
- 書類が不備なものについては受け付けられませんので、注意してください。
- 不明な点は、長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（TEL 095-894-3358）に尋ねてください。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第44号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定に基づき、技能検定員審査及び教習指導員審査を実施するので、規則第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように公示する。

令和6年10月25日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

1 審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）
- (2) 教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種及び普通二種）

2 受審資格

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び^{けん}牽引）及び教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び^{けん}牽引）は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）を取得している者
- (2) 技能検定員審査（大型二種）は、大型自動車第二種免許及び技能検定員資格者証（大型）を取得している

者

- (3) 技能検定員審査（中型二種）は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許を取得し、かつ、技能検定員資格者証（中型）を取得している者
- (4) 技能検定員審査（普通二種）は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を取得し、かつ、技能検定員資格者証（普通）を取得している者
- (5) 教習指導員審査（大型二種）は、大型自動車第二種免許及び教習指導員資格者証（大型）を取得している者
- (6) 教習指導員審査（中型二種）は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許を取得し、かつ、教習指導員資格者証（中型）を取得している者
- (7) 教習指導員審査（普通二種）は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を取得し、かつ、教習指導員資格者証（普通）を取得している者

3 審査の実施日時

令和6年11月26日（火）から同月29日（金）までの午前9時から午後5時まで

4 審査の実施場所

長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

5 審査の申請

(1) 必要書類等

ア 審査申請書 1通

イ 審査の種類に応じ、次のものを提示すること。

- (ア) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び牽引）及び教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二及び牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証
- (イ) 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- (ウ) 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）
- (エ) 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）
- (オ) 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）
- (カ) 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）
- (キ) 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）
- ウ 規則第17条に規定する審査細目の一部免除の適用を受ける者については、当該適用を受けることを証する書面

(2) 審査手数料

ア 技能検定員

(ア) 大型免許・中型免許・準中型免許	23,400円
(イ) 普通免許	19,500円
(ウ) 第二種免許	21,500円
(エ) その他の免許	14,700円

イ 教習指導員

(ア) 大型免許・中型免許・準中型免許	14,550円
(イ) 普通免許	11,850円
(ウ) 第二種免許	12,450円
(エ) その他の免許	9,650円

※ 審査細目の一部を免除される場合は、上記額から一定の手数料を減額する。

(3) 申請書類等の提出先

長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

6 審査申請書の受理期間

公示の日から令和6年11月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで）とする。

7 審査の細目

審査の細目は、別表のとおりとする。

8 その他

(1) 審査で使用する車両については、各自用意するものとする。ただし、大型特殊自動車、^{けん}牽引自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車のAT車を除く。

(2) 詳細については、長崎県警察本部交通部運転免許管理課に問い合わせること。

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

郵便番号 856-0817

所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5

電話番号 0957-53-2128

別表

区分 種類	免種	審 査 細 目
技 能 検定員	第 一 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識 (4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	第 二 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識 (2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
教 習 指導員	第 一 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 (1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教育についての知識
	第 二 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

選挙管理委員告示**長崎県選挙管理委員会告示第45号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和6年10月25日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

施設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
地域密着型特別養護老人ホーム 琴の浦荘	長崎市琴海戸根町743番地47	令和6年10月12日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト